

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 (県政情報センター) 一
- 埼玉県小型自動車競走実施規則等を廃止する規則 (県営競技事務所) 一六
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 (社会福祉課) 一六
- 児童虐待の防止等に関する法律

施行細則

(こども安全課) 二八

- 埼玉県後期高齢者医療審査会規則 (国保医療課) 三六
- 埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則 () 三七
- 薬事法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 三七
- 埼玉県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則 (住宅課) 三九

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十六号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「、同項第二号」を削る。

第九條第一項中「次に掲げる書類」の下に「(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二條第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二條第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)が発行した写真の

はり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する学校、同法第二百四條に規定する専修学校若しくは同法第三百四條に規定する各種学校(次のロ及び第十七條第一項第一号においてこれらを「学校」という。)が発行した写真のはり付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に規定する年金手帳(第十七條第一項第一号において「年金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

第九條第二項を次のように改める。

2 開示請求書を知事へ送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求を

する日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他知事が適当と認める書類を知事に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)」を「として知事が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、知事に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第十七条を次のように改める。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報開示を受ける者は、知事に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならぬ。

一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の知事が適当と認める書類を提出しなければならぬ。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として知事が適当と認めるものを知事に提示し、又は提出しなければならぬ。

第二十条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

本則に次の一条を加える。

(様式)

第二十三条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところに

よる。

一 条例第十六条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書

四 条例第二十一条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

五 条例第二十二条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書

六 条例第二十三条第三項の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

七 条例第二十三条第一項の書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

八 条例第二十四条第二項の書面 様式第八号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

九 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の書面 様式第九号の保有個人情報開示決定に係る通知書

十 条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十号の保有個人情報開示の実施方法等申出書

十一 条例第三十条第一項の書面 様式第十一号の保有個人情報訂正請求書

十二 条例第三十二条第一項の書面 様式第十二号の保有個人情報訂正決定通知書

十三 条例第三十二条第二項の書面 様式第十三号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

十四 条例第三十三条第二項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

十五 条例第三十三条第三項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

十六 条例第三十四条第一項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

十七 条例第三十五条の書面 様式第十七号の提供をしている保有個人情報の訂

様式第1号(第23条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

(ふりがな) 氏名

住所又は居所 〒

電話 ()

開示請求に係る保有個人情報(具体的に記載してください。)

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄に記載してください。

本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日	本人の住所又は居所及び連絡先	本人の状況
<input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にシ印を付してください。	() 年 月 日生)	電話 ()	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年後見人 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	法定代理人が開示請求することについての本人の同意		

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法

開示の実施の方法に希望するものがあれば、内
にシ印を付してください。

開示の実施の希望日 年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当課所	電話番号
備考	

- 正決定通知書
- 十八 条例第三十七条第一項の書面 様式第十八号の保有個人情報利用停止請求書
- 十九 条例第三十九条第一項の書面 様式第十九号の保有個人情報利用停止決定通知書
- 二十 条例第三十九条第二項の書面 様式第二十号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
- 二十一 条例第四十条第二項の書面 様式第二十一号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
- 二十二 条例第四十条第三項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
- 二十三 条例第四十二条の規定に係る書面 様式第二十三号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書
- 別表埼玉県立大学編入学試験(看護学科)第二段階選抜(最終選抜)の項を削り、同表埼玉県立大学編入学試験(社会福祉学科)の項中「(社会福祉学科)」を「(看護学科、社会福祉学科及び健康開発学科)」に改める。
- 別表の次に次の二十三様式を加える。

様式第2号(第23条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができ る日時(次のいずれか1日)	年 月 日 時 分
開示の場所	
求めることができる 開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担 当 課 所	電話番号
備 考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

様式第3号(第23条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない理由	
開示を実施することができ る日時(次のいずれか1日)	年 月 日 時 分
開示の場所	
求めることができる 開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担 当 課 所	電話番号
備 考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法等に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第4号(第23条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第21条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第5号(第23条関係)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第22条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしますので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第6号(第23条関係)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第22条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第22条第3項を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期間	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期間	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第7号(第23条関係)

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、埼玉県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。
 なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の実施機関において行います。

開示請求に係る保有個人情報		
移送先	実施機関	所在地
	担当課所	電話番号
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
担当課所	電話番号	
備考		

様式第8号(第23条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、
 が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、同条例第24条第2項の規定により通知
 します。
 当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。
 なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
埼玉県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県知事 様

(ふりがな)

氏名

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

〒

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付け

第

号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示に反対する意思の有無 〔□内は、該当する箇所に レ印を付してください。〕	□有 □無
開示に関しての意見 〔□内は、該当する箇所に レ印を付してください。〕	□保有個人情報を開示されることについて支障はない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) がある具体的な理由
連絡先	

様式第9号 (第23条関係)

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け

第

号で照会した

に関する情報が

含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、埼玉県個人情報

保護条例 第24条第3項

第43条において準用する同条例第24条第3項

の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第10号(第23条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

埼玉県知事 様

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

電話 ()

保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定による開示決定の通知のあった日(決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 求める開示の実施の方法の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

様式第11号(第23条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

電話 ()

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号)	(日付)	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)			
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)			

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄に記載してください。

本人の状況等 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にし印を付してください。	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日	() 年 月 日(生)
	本人の住所又は居所及び連絡先	住所 電話 ()
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当課所	電話番号
備考	

様式第12号(第23条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第32条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	(内容)
決定内容及び理由	(理由)
担当課所	電話番号
備考	

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第13号(第23条関係)

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第14号(第23条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第33条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしますので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
延長後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (日間)
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第15号(第23条関係)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第33条第3項の規定により、訂正決定等の期間を次のとおりとしますので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第33条第3項を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第16号(第23条関係)

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、埼玉県個人情報保護条例第34条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。
なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の実施機関において行います。

訂正請求に係る保有個人情報		
移 送 先	実施機関	所在地
	担当課所	電話番号
移 送 を し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 課 所	電話番号	
備 考		

様式第17号(第23条関係)

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事



に提供をしている次の保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第31条の規定により訂正をしたので、同条例第35条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	(氏名、住所等)
訂正請求者の氏名等保有個人情報特定するための情報	
訂 正 請 求 の 趣 旨	(内容)
訂正決定をする内容及び理由	(理由)
担 当 課 所	電話番号
備 考	

様式第18号(第23条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____

電話 (_____)

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号)	(日付)	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)			
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)			
<input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。				

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 <input type="checkbox"/> 内は、該当する箇所にレ印を付してください。	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日 (_____) 年 月 日生	本人の住所又は居所及び連絡先 住所 (_____) 電話 (_____)	本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
--	--	---	--

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 (_____)
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
担当課所	電話番号 _____
備考	

様式第19号(第23条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 _____ 号
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	(内容)
利用停止決定をする内容及び理由	(理由)
担当課所	電話番号 _____
備考	

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第20号(第23条関係)

保有個人情報利用停止をしない旨の決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

(備考) 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第21号(第23条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第40条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間)
延長後の期間	年 月 日 から (日間)
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第22号(第23条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県個人情報保護条例第40条第3項の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
埼玉県個人情報保護条例第40条第3項を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第23号(第23条関係)

埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの に対する不服申立てについて、埼玉県個人情報保護条例第41条の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第42条の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
不服申立ての内容	
不服申立てがあった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県小型自動車競走実施規則等を廃止する規則をここに公布する。
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十七号

埼玉県小型自動車競走実施規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 埼玉県小型自動車競走実施規則（昭和三十七年埼玉県規則第四十九号）
- 二 埼玉県公営競技従業員就業規則（昭和四十年埼玉県規則第七号）
- 三 埼玉県小型自動車競走電話投票実施規則（平成三年埼玉県規則第十一号）

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前に県が小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）に基づいて実施した小型自動車競走については、廃止前の埼玉県小型自動車競走実施規則第八十七条、第九十一条及び第九十五条から第九十七条までの規定並びに廃止前の埼玉県小型自動車競走電話投票実施規則第二十二条及び第二十三条の規定は、平成二十年五月十一日までの間は、なおその効力を有する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則

律施行細則

（申請書及び添付書類）

第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。次項において「省令」という。）第二条第一項に規定する申請の書面の様

式は、次の各号のとおりとする。

一 法による支援給付（以下「支援給付」という。）の開始の申請書 様式第一号

二 支援給付の変更の申請書 様式第二号

2 法第十四条第四項においてその例によるものとされた省令第二条第三項に規定する申請の書面の様式は、様式第三号のとおりとする。

3 福祉保健総合センターの長（第三条において「センター所長」という。）は、前二項の規定による書面には、次に掲げる書類のうち、必要と認めるものを添付させることができる。

一 資産申告書 様式第四号

二 収入申告書 様式第五号

三 同意書 様式第六号

四 給与証明書 様式第七号

五 家屋又は宅地の賃貸借契約証明書 様式第八号

六 家屋等の補修計画書 様式第九号

七 生業計画書 様式第十号

（決定通知書）

第二条 法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項及び第二十六条に規定する通知の書面の様式は、次の各号のとおりとする。

一 支援給付決定通知書 様式第十一号

二 支援給付申請の却下決定通知書 様式第十二号

（検診命令書）

第三条 センター所長は、法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第二十八条第一項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、様式第十三号の検診命令書を交付するものとする。

（審査請求書）

第四条 法に基づく処分についての知事に対する審査請求に係る審査請求書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付申請書

住 所							※実施機関等受付日	
人員	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態
1		中国残留邦人本人						
2		配偶者						
3								
4								
1								
2								
3								
4								
5								
6								
資産の状況(様式第4号)		収入の状況(様式第5号)		関係先照会への同意(様式第6号)				
支援給付を申請する理由		上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を申請します。						
埼玉県 福祉保健総合センター所長 様		申請者 住 所 氏 名 支援給付を受けようとする者との関係		④				

- 注1 ※印欄には記入しないでください。
- 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、様式第4号から様式第6号までの書類は支援給付を受けようとする者が記入してください。
 - 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第2号(1)(第1条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付変更申請書

年 月 日

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様

住 所
申請者 氏 名
支援給付を受けようとする者との関係
④

下記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の変更を申請します。

記

- 注1 この他に、資産の状況を記載した書面その他支援給付の決定に必要な書面の提出を求められることがあります。
- 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第2号(2)(第1条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付変更申請書(傷病届)

医、歯、治、柔、あ、は、移、葬

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様	年 月 日
住所	
申請者 氏名	㊦
患者との関係	
下記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の変更を申請します。	

患者氏名	(年 月 日生 歳) 男	住 所	
世帯主氏名		現在受けている支援給付	生・住・医・介・その他
病状及び理由			
受診先		受診(予定)年月日	社保の有無
所在地			健・共・無

注 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

様式第3号(第1条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様	年 月 日
住所	
氏名	㊦

下記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を申請します。

記

死者	氏名	年 月 日 生	年 月 日 死亡
	死亡時の場所		
者	葬祭を行う者との関係		
葬祭年月日			
葬祭に要する経費	区 分	経 費	遺留金品の種類
	死 体 運 搬 料		現 金
	火 葬 料		
	遺留金品で充当し得る額	計	
		計	
	計		

様式第5号(2)(第1条関係)

(表面) 収入申告書

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様 年 月 日
住所 氏名

⑩

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の名前 勤務先(会社名)等	収入	必要経費	就労日数	収入	必要経費	就労日数
区分						
1月分						
2月分						
3月分						
4月分						
5月分						
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
12月分						
合計						
前月分						

上記の収入、必要経費、就労日数等を証明する資料は、別紙のとおりです。

2 恩給・年金等による収入

国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金等について記入してください。

有・無	収入を得ている者の名前	種類	収入額	
	年		月	
			円	円
	必要経費があれば記入してください。			
	月	円、内容		

3 仕送り、贈与、相続による収入 (裏面) 主食、野菜等の仕送り援助収入
現金、土地家屋、自動車等の贈与につ
いても記入してください。

(前年12か月分の合計額を記入してください。)

有	収入を得ている者の名前	内 容	仕送り又は贈与した者の住所・氏名
・			
無	必要経費があれば記入してください。		
	月	円、内容	

4 その他の収入 (生命保険金等の給付金、家屋や土地の使用料等財産収入、)
その他を記入してください。

(前年12か月分の合計額を記入してください。)

有	収入を得ている者の名前	内 容	収 入
・			
無	必要経費があれば記入してください。		
	月	円、内容	

5 その他将来において見込みのある収入(上記1から4までに記入したものを除く。)

有	収入を得る見込みのある者の名前	内 容	収 入 見 込 額
・			
無	必要経費があれば記入してください。		
	月	円、内容	

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

注1 この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。事業等に上る収入の種類ごとに記入してください。また、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額がわかるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。収入のみを収入の合計欄に記入し、農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。

注2 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保障料等の経費の総額を記入してください。

注3 必要経費の総額を記入し、又は別紙に記入の上添付してください。

注4 上記2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。証明書等、各種保険支払通知書等は、この申告書に必ず添付してください。

注5 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定により処罰されることがあります。

(裏面)
教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第12号 (第2条関係)

(表面)

支援給付申請の却下決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県 福祉保健総合センター所長 印

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付については、下記の理由により支援給付できないから却下します。

記

却下理由

この通知が申請を受けてから14日を過ぎた理由

あなたの世帯の収入と最低生活費との対比

- 1 あなたの世帯の最低生活費 円
- 2 あなたの世帯の収入額 円
- 3 収入が最低生活費を超える額 円

(裏面)
教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号(第3条関係)

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">年</td> <td style="width: 33%;">月</td> <td style="width: 33%;">日</td> </tr> <tr> <td>交付第</td> <td colspan="2">日交付号</td> </tr> </table>	年	月	日	交付第	日交付号		検 診 命 令 書	
年	月	日							
交付第	日交付号								
検診を受ける者の 住所及び氏名	様	年 月 日							
埼玉県 福祉保健総合センター所長	埼玉県	福祉保健総合センター所長	印						
下記により検診を受けてください。									
記									
1 検診を受ける日時									
2 検診を受ける場所									
3 検診を行う医療機関の名称、所在地及び担当医師名									
4 備考									
注1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。									
2 この検診命令は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定に基づくものです。									
3 この検診命令に従わないと、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの支援給付申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更、停止若しくは廃止される場合があります。									
4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉保健総合センターに相談してください。									

様式第14号(第4条関係)

審査請求書(正・副)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく
 年月日付け第号の埼玉県福祉保健総合センター所長の
 処分について不服ですから、審査を請求します。

年月日

住所

氏名又は名称

年齢

歳

印

支援給付を受けようとする者との関係

埼玉県知事 様

1 不服の趣旨及び理由
2 処分を知った日
3 不服申立の教示の有無及びその内容

福祉保健総合センター	埼玉県	年月日
受付	受付	年月日

児童虐待の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県規則第十九号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則

(身分証明書)

第一条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。)第八条の二第一項、第九条第一項及び第九条の二第一項に規定する児童委員が携帯する証票の様式は、様式第一号のとおりとする。

2 法第八条の二第一項、第九条第一項、第九条の二第一項及び第九条の六に規定する児童の福祉に関する事務に従事する職員が携帯する証票の様式は、様式第二号のとおりとする。

(出頭要求書)

第二条 法第八条の二第二項の書面の様式は、様式第二号のとおりとする。

2 法第九条の二第二項において準用する法第八条の二第二項の書面の様式は、様式第四号のとおりとする。

(調書)

第三条 法第十条の二の調書の様式は、様式第五号のとおりとする。

(面会等の制限)

第四条 児童相談所長は、法第十二条第一項の規定による制限を行うときは様式第六号の面会・通信制限決定通知書を、同項の規定による制限を解除するときは様式第七号の面会・通信制限解除決定通知書を児童虐待を行った保護者に交付するものとする。

2 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する施設の長は、法第十二条第一項の規定による制限を行うときは様式第八号の面会・通信制限決定通知書を、同項の規定による制限を解除するときは様式第九号の面会・通信制限解除決定通知書を児童虐待を行った保護者に交付するものとする。

3 法第十二条第二項の規定による通知は、様式第十号の面会・通信制限決定(解除)通知書により行うものとする。

様式第1号（第1条関係）

（表面）

（接近禁止命令）
 第五条 法第十二条の四第四項の命令書の様式は、様式第十一号のとおりとする。
 2 知事は、法第十二条の四第六項の規定により同条第一項の規定による命令を取り消すときは、様式第十二号の接近禁止命令取消書を当該命令を受けた保護者に交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
 （児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則の廃止）
- 2 児童虐待の防止等に関する法律に規定する身分を証明する証票の様式を定める規則（平成十二年埼玉県規則第五百一十一号）は、廃止する。

	身 分 証 明 書	第 号
所 属		
職 名		
氏 名		年 月 日生
上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による児童委員であることを証明する。		
年 月 日発行		
埼玉県知事 印		

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

児童福祉法 (抜粋)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

様式第2号 (第1条関係)

(表面)

第 号

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項並びに第9条の3第1項及び第2項の規定による児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日発行

埼玉県知事

印

(裏面)

児童虐待の防止等に関する法律(抜粋)

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

(監検・捜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に監検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による監検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による監検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「監検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

児童福祉法(抜粋)

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

第61条の5 正当な理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

様式第3号(第2条関係)

出頭要求書

第 年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長

印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住所	氏名及び生年月日
出頭を求める日時及び場所	日時	場所
同伴すべき児童	氏名及び生年月日	

出頭を求める理由となつた事実の内容

連絡先

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査等を拒否等した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、 月 日 時までに上記連絡先に連絡してください。

様式第4号(第2条関係)

出頭要求書

第 年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住所	
	氏名及び生年月日	
出頭を求める日時及び場所	日時	
	場所	
同伴すべき児童	氏名及び生年月日	
出頭を求める理由となつた事実の内容		
連絡先		

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により出頭することが困難な場合は、 月 日 時まで上記連絡先に連絡してください。

様式第5号(第3条関係)

臨検・捜索実施結果調書

年 月 日

臨検又は捜索をした職員
(所属)
(氏名)

印

立会人
(住所又は所属)
(氏名)

印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、 裁判所の許可状(年 月 日付け)により実施した臨検又は捜索については、下記のとおりである。

記

- 1 保護者の住所、氏名及び生年月日
- 2 臨検又は捜索を実施した場所及び児童(場所)
(児童の氏名及び生年月日)
- 3 臨検又は捜索を実施した年月日
- 4 臨検又は捜索の実施結果
- 5 備考

様式第6号(第4条関係)

面会・通信制限決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり
 下記の児童との面会(同条第1項第1号)
 下記の児童との通信(同条第1項第2号)
 の制限を行います。

対象となる児童	氏名及び日	
	住所	
制限を受ける者	氏名及び日	
制限する内容		
1 児童との面会(全部・一部)		
2 児童との通信(全部・一部)		
制限を行う理由となった事実の内容		
連絡先		

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第7号(第4条関係)

面会・通信制限解除決定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県 児童相談所長 印

次のとおり、 年 月 日付け 第 号により制限した、児童虐待
 の防止等に関する法律第12条に基づく
 下記の児童との面会(同条第1項第1号)
 下記の児童との通信(同条第1項第2号)
 の制限を解除します。

対象となる児童	氏名及び日	
	住所	
制限を解除される者	氏名及び日	
制限を解除する理由		
連絡先		

様式第8号(第4条関係)

面会・通信制限決定通知書

年 月 日

様

長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり
 下記の児童との面会(同条第1項第1号)
 下記の児童との通信(同条第1項第2号)
 の制限を行います。

対象となる児童	氏名及び日	
	住所	
制限を受ける者	氏名及び日	
制限する内容		
1 児童との面会(全部・一部)		
2 児童との通信(全部・一部)		
制限を行う理由となった事実の内容		
制限の有効期限	年 月 日まで	
連絡先	教示	

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第9号(第4条関係)

面会・通信制限解除決定通知書

年 月 日

様

長 印

次のとおり、年 月 日付け文書により制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく
 下記の児童との面会(同条第1項第1号)
 下記の児童との通信(同条第1項第2号)
 の制限を解除します。

対象となる児童	氏名及び日	
	住所	
制限を解除される者	氏名及び日	
制限を解除する理由		
連絡先		

様式第10号(第4条関係)

面会・通信制限決定(解除) 通知書

年 月 日

埼玉県 児童相談所長 様

長 印

下記のとおり児童との面会・通信制限を決定(解除)したので、児童虐待の防止等に関する法律第12条第2項の規定に基づき通知します。

記

対象となる児童	氏名及び生年月日	
	住所	
制限を受ける者 (制限を解除された者)	氏名及び生年月日	
	住所	
制限する内容(制限を解除した内容)		
1 第12条第1項第1号の児童との面会(全部・一部)		
2 第12条第1項第2号の児童との通信(全部・一部)		
制限を行う理由となった事実の内容(制限を解除した理由)		
制限の有効期間		
		年 月 日から 年 月 日まで
連絡先		

様式第11号(第5条関係)

接近禁止命令書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住所	
	氏名及び生年月日	
命令の内容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身边につきまとい、又は当該児童の住所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	
	対象となる児童	氏名及び生年月日
命令の有効期限	年 月 日まで	
命令をする理由となった事実の内容		
連絡先		

(注意) 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の4の規定による文を記載して行うこと。

様式第12号(第5条関係) 接近禁止命令取消書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、次のとおり
年 月 日付け 第 号により行った接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住所	
	氏名及び生年月日	
取り消す命令の内容	児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいしてはならない。	
	対象となる児童	氏名及び生年月日
命令を取り消す理由となった事実の内容		
連絡先		

埼玉県後期高齢者医療審査会規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十号

埼玉県後期高齢者医療審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県後期高齢者医療審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第四条 審査会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第五条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(庶務)

第六条 審査会の庶務は、保健医療部国保医療課において処理する。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県国民健康保険財政調整交付金条例施行規則（平成十七年埼玉県規則第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十七年度から平成十九年度までにおける」を「当分の間、」に改め、「平成十七年度にあつては百分の十を、平成十八年度にあつては百分の十六・六六六を、平成十九年度にあつては」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十二号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

本則に次の七条を加える。

（登録販売者試験の公示）

第八条 省令第百五十九条の四第二項の規定による公示は、埼玉県報に登載して行うものとする。

（受験票の交付等）

第九条 知事は、省令第百五十九条の五第一項の申請書を受理したときは、受験者名簿を作成するとともに、当該出願者に受験票を交付するものとする。

（合格者名簿）

第十条 知事は、法第三十六条の四第一項の試験（以下「登録販売者試験」という。）に合格した者の名簿を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の名簿には、次の事項を記載するものとする。

一 受験番号、合格番号及び合格年月日

二 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日

（合格証書）

第十一条 省令第百五十九条の六の規定による通知は、様式第八号の合格証書を交付して行うものとする。

（合格証書の再交付）

第十二条 登録販売者試験に合格した者は、知事に対して、様式第九号の申請書により前条の合格証書の再交付を申請することができる。

（受験の停止及び登録販売者試験の無効等）

第十三条 知事は、不正な方法により登録販売者試験を受けた者があるときは、その者の受験を停止し、又はその者の登録販売者試験を無効とすることができる。

2 知事は、前項の規定により登録販売者試験を無効とした場合において、既に合格証書を交付しているときは、当該合格証書の交付を受けている者から直ちにこれを返還させるものとする。

（販売従事登録証の返納）

第十四条 省令第百五十九条の十二第四項又は第百五十九条の十三第二項の規定により販売従事登録証を返納しようとする者は、様式第十号の届書を知事に提出しなければならない。

様式に次の三様式を加える。

様式第8号(第11条関係)
第 号

合格証書

(本籍地都道府県名(国籍))

(氏 名)

年 月 日生

年 月 日 月施行の薬事法第36条の4第1項の登録販売者試験に合格したことを証する。

年 月 日

埼玉県知事



様式第9号(第12条関係)

合格証書再交付申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

住所

申請者

氏 名(自署又は記名押印) 印

本籍地都道府県名(国籍)	
ふりがな	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生

登録販売者試験の合格証書の再交付を受けたいので、薬事法施行細則第12条の規定により、次のとおり申請します。

合格番号	第 号
試験施行年月	年 月
申請理由	

様式第10号(第14条関係)

販売従事登録証返納届

年 月 日

埼玉県知事 様

住所

申請者

氏名(白署又は記名押印) 印

氏名	
登録番号及び登録年月日	
本籍地都道府県名(国籍)	
返納理由	

薬事法施行細則第14条の規定により、販売従事登録証の返納の届出をします。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。#088

埼玉県営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県営住宅条例施行規則及び埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下」を「条例第六条第一項第一号に規定する親族をいう。第五条において」に改める。

第七条第一項中「第十四条の三において」を「以下」に改め、「(条例)の下に」第十三条第二項又は条例」を加える。

第十条の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条中「連帯保証人を立てられない旨等の申出書」を「連帯保証人を立てられない旨の申出書」に改め、同条の次に次の六条を加える。

(連帯保証人を立てられない場合等の有効期間)

第十条の二 条例第十三条第二項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 条例第十三条第一項に規定する入居可能日(以下「入居可能日」という。)から起算して二年間

二 条例第十六条の二第一項第二号に掲げる場合に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 入居可能日から起算して二年間

ロ 当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間(以下「建替移行期間」という。)

三 条例第十六条の二第一項第三号イに掲げる者に該当する者 同号イに規定

する有効期間(条例第十六条第四項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により当該有効期間が延長された場合は、当該延長後の有効期間)の末日までの期間

四 条例第十六条の二第二項第三号ロに掲げる者に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 入居可能日から起算して二年間

ロ 建替移行期間

ハ 条例第十六条の二第二項第三号ロに規定する有効期間(同条第三項の規定により当該有効期間が延長された場合は、当該延長後の有効期間)の末日までの期間

五 入居承認に条例第十三条第二項に規定する有効期間(以下「特例入居承認有効期間」という。)を付された者であつて、条例第五条第七号又は第八号の規定により他の県営住宅に入居しようとするもの 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ ロに掲げる者以外の者 現に付されている特例入居承認有効期間の末日までの期間

ロ 条例第十六条の二第二項第一号に該当する者(条例第十一条第六号又は第七号に該当する者として入居した者に限る。)又は同項第二号に掲げる場合に該当する者として入居した者 次のうちいずれか短い期間

(1) 現に付されている特例入居承認有効期間の末日までの期間

(2) 建替移行期間

(特例入居承認有効期間に関する説明)

第十条の三 知事は、特例入居承認有効期間を付した入居承認(次条において「特例期限付入居承認」という。)をしようとするときは、条例第十三条第二項の申出をした者に対し、様式第七号の二の県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書を交付するものとする。

(特例入居承認有効期間の満了通知)

第十条の四 知事は、特例期限付入居承認をした場合(特例入居承認有効期間が一年未満の場合を除く。)は、特例入居承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の三の県営住宅入居承認有効期間等満了通知書により、特例入居承認有効期間の満了により当該特例期限付入居承認は効力を失う旨を通知するものとする。

(特例入居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十条の五 条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、当該期限付入居権利者が第一号に掲げる条件を具備する場合において、第二号に定める事情が存することとする。

一 次のいずれにも該当しないこと。

イ その者の収入が条例第六条第一項第二号イからハまでに掲げる場合に並び、当該イからハまでに掲げる金額を超えることとなるとき。

ロ 条例第六条第一項第五号に規定する金銭を滞納しているとき。

ハ 条例第二十九条の二第一項の規定による認定を受けているとき。

ニ 条例第四十三条第四項各号のいずれかに該当するとき。

二 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事情が存すること。

イ ロ又はハに掲げる者以外の者 条例第十三条第二項の規定により知事が相当と認めた申出に係る事情が継続していること。

ロ 条例第十六条の二第二項第一号に掲げる場合に該当する者(条例第十一条第六号又は第七号に該当する者に限る。)として入居した者(条例第五条第七号又は第八号の規定により他の県営住宅に入居した者を含む。)

条例第十三条第二項の規定により知事が相当と認めた申出に係る事情が継続していること。ただし、特例入居承認有効期間が満了する日の翌日(次のハ及び次条において「特例起算日」という。)において県営住宅に入居している期間が通算して十年を超える者(次条第二号において「特例長期入居者」という。)にあつては、当該事情が継続していることに加えて次のいずれかに該当すること。

(1) 入居権利者の病气その他知事がやむを得ないと認める事情(以下「病气等の事情」という。)を有すること。

(2) 条例第十一条第六号又は第七号に該当する者であること。

ハ 条例第十六条の二第二項第二号に掲げる場合に該当する者として入居した者(条例第五条第七号又は第八号の規定により他の県営住宅に入居した者を含む。) 条例第十三条第二項の規定により知事が相当と認めた申出に係る事情が継続していること。ただし、特例起算日において県営住宅に入居している期間が通算して、その者が最初に入居した条例第十六条の二第一項第二号に規定する住宅に係る当初の建替移行期間(次条第三号にお

いて「当初の建替移行期間」という。）を超える者（同号において「建替移行期間超過者」という。）にあつては、当該事情が継続していることに加えて病気等の事情を有すること。

（特例入居承認有効期間の延長に係る期間）

第十条の六 条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項の規定で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 前条第二号イに該当する者 特例起算日から起算して二年間
- 二 前条第二号ロに該当する者 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 特例起算日において条例第十一条第六号に該当する者 特例起算日から起算して二年間。ただし、特例長期入居者にあつては、次のうちいずれか短い期間

- (1) 特例起算日から起算して二年間
- (2) 建替移行期間
- (3) 同居して扶養する者であつて特例起算日において十八歳未満のものすべてが十八歳に達する日以後の最初の三月末日までの期間
- (4) 病気等の事情が解消するまでに必要な期間（以下「療養等に要する期間」という。）

ロ 特例起算日において条例第十一条第七号に該当する者 特例起算日から起算して二年間。ただし、特例長期入居者にあつては、次のうちいずれか短い期間

- (1) 特例起算日から起算して二年間
- (2) 建替移行期間
- (3) 入居権利者又はその配偶者のいずれかが四十歳に達する日の前日までの期間
- (4) 療養等に要する期間

三 前条第二号ハに該当する者 特例起算日から起算して二年間（当該期間が満了する日前に当初の建替移行期間が満了する日が到来する場合にあつては、特例起算日から起算して当初の建替移行期間が満了する日までの期間）。

ただし、建替移行期間超過者にあつては、次のうちいずれか短い期間
イ 特例起算日から起算して二年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

（特例入居承認有効期間の延長に係る手続）

第十条の七 条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により、特例入居承認有効期間の延長を受けようとする者は、特例入居承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第七号の四の県営住宅入居承認有効期間等延長申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 第五条第一項第四号に掲げる書類
- 二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ ロに掲げる者以外の者 家賃等を納付することができる事実を証する書類で知事が必要と認めるもの

- ロ 生活保護法第三十三条第一項の規定による住宅扶助を受給している者
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により特例入居承認有効期間を延長しようとするときは、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により特例入居承認有効期間を延長することとしたときは、当該期限付入居権利者に対し、様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書を交付するものとする。

第十三条第一項を次のように改める。

条例第十五条第一項の申請は、様式第十一号の県営住宅同居承認申請書（同条第三項に規定する有効期間（以下「同居承認有効期間」という。）を付した同条第二項の承認（以下「期限付同居承認」という。）を受けようとする者にあつては、様式第十一号の二の県営住宅期限付同居承認申請書）に次に掲げる書類（期限付同居承認を受けようとする場合において、次条第二号に該当するときは、第一号及び第五号に掲げる書類）を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 入居権利者と同居させようとする者との関係を証する書類

二 同居させようとする者の所得証明書その他収入の額を証する書類
 三 同居させようとする者が条例第六条第一項第四号に該当する事実を証する書類

四 第五条第一項第四号に掲げる書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十三条第二項中「第十五条」を「第十五条第二項」に改め、「県営住宅同居承認書」の下に「(期限付同居承認にあつては、様式第十二号の二の県営住宅期限付同居承認書)」を加え、同条の次に次の六条を加える。

(期限付同居承認に係る事情)

第十三条の二 条例第十五条第三項の規則で定める事情は、同条第二項第一号ロ及びホからトまでのいずれにも該当しない場合で、かつ、同項第三号から第五号までに該当する場合において、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 次のいずれかに該当する者を同居させること。

イ 入居権利者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)
 ロ 入居権利者の配偶者と同一の世帯を構成する者(入居権利者の配偶者の三親等内の親族に限る。)であつて、期限付同居承認後も入居権利者の配偶者と同居しようとするもの

ハ 次に掲げる者(入居権利者の三親等内の親族に限る。)

(1) 条例第十五条第一項の申請をする日において二十歳未満の者

(2) (1)に掲げる者を扶養する者であつて、期限付同居承認後も(1)に掲げる者と同居しようとするもの

ニ ハに掲げる者と同一の世帯を構成する者(入居権利者の三親等内の親族に限る。)であつて、期限付同居承認後もハに掲げる者と同居しようとするもの

三 次のイ又はロに掲げる者の介護又は世話のため、当該イ又はロに定める者を同居させること。

イ 入居権利者又は同居者 当該入居権利者又は同居者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族をいう。次のロにおいて同じ。)

ロ 入居権利者又は同居者の親族である次に掲げる者 当該掲げる者

(1) 高齢者

(2) 条例第十一条第四号に該当する者
 (期限付同居承認に係る期間)

第十三条の三 条例第十五条第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 次号及び第三号に掲げる者以外の者 次のイからハまでに掲げる事情の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 入居権利者の病気 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間

ロ 前条第一号に掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) 前条第一号イ又はロに掲げる者を同居させる場合

(2) 前条第一号ハ又はニに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

(一) 五年間

(二) 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(以下この条において「扶養期間」という。)

ハ 前条第二号に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 当該介護又は世話に必要な期間

二 入居承認に特例入居承認有効期間を付された入居権利者又は条例第十六条第二項の承認(次号において「地位承認」という。)に第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項に規定する有効期間(以下「特例地位承認有効期間」という。)を付された者(以下「特例期限付地位承認者」という。) 次のイからハまでに掲げる事情の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 入居権利者又は特例期限付地位承認者の病気 次のうちいずれか短い期間

間

(1) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間

(2) 特例入居承認有効期間又は特例地位承認有効期間の末日までの期間

間

ロ 前条第一号に掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当

該(1)又は(2)に定める期間

(1) 前条第一号イ又はロに掲げる者を同居させる場合 特例入居承認有効期間又は特例地位承継承認有効期間の末日までの期間

(2) 前条第一号ハ又はニに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

(一) 扶養期間

(二) 特例入居承認有効期間又は特例地位承継承認有効期間の末日までの期間

ハ 前条第二号に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 当該介護又は世話に必要な期間

(2) 特例入居承認有効期間又は特例地位承継承認有効期間の末日までの期間

三 入居承認に条例第十六条の二第一項に規定する有効期間(以下「入居承認有効期間」という。)を付された入居権利者又は地位承継承認に条例第十六条第五項に規定する有効期間(以下「地位承継承認有効期間」という。)を付された者(以下「期限付地位承継者」という。) 次のイからハまでに掲げる事情の区分に応じ、当該イからハまでに定める期間

イ 入居権利者又は期限付地位承継者の病気 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 療養に伴う世話その他の看護に必要な期間

(3) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ロ 前条第一号に掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) 前条第一号イ又はロに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

(一) 五年間

(二) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

(2) 前条第一号ハ又はニに掲げる者を同居させる場合 次のうちいずれか短い期間

(一) 五年間

(二) 扶養期間

(三) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間

ハ 前条第二号に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 当該介護又は世話に必要な期間

(3) 入居承認有効期間又は地位承継承認有効期間の末日までの期間(期限付同居承認に関する説明)

第十三条の四 知事は、期限付同居承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、様式第十二号の三の県営住宅の期限付同居承認に関する説明書を交付するものとする。

(期限付同居承認の満了通知)

第十三条の五 知事は、期限付同居承認をした場合(同居承認有効期間が一年未満の場合を除く。)は、同居承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該入居権利者に対し、様式第十二号の四の県営住宅同居承認有効期間満了通知書により、同居承認有効期間の満了により当該期限付同居承認は効力を失う旨を通知するものとする。

(同居承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情及び期間)

第十三条の六 条例第十五条第五項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、入居権利者が第十条の五第一号に掲げる条件を具備する場合において、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 入居権利者が病気にかかっていること。

二 次のいずれかに該当する者との同居を継続すること。

イ 第十三条の二第一号イに該当する者として現に入居している入居権利者の配偶者

ロ 第十三条の二第一号ロに該当する者として現に入居権利者と同居している入居権利者の配偶者の親族

ハ 第十三条の二第一号ハに該当する者として現に入居権利者と同居している次に掲げる者

(1) 次条第一項に係る手続をする日において二十歳未満の者

(2) (1)に掲げる者を扶養する者であつて、同居承認有効期間の延長後も(1)に掲げる者と同居しようとするもの

ニ 第十三条の二第一号ニに該当する者として現に入居権利者と同居している者

三 第十三条の二第二号に該当する者として現に入居権利者と同居している者

であつて、引き続き当該介護又は世話を要する者との同居を継続すること。

2 第十三条の三の規定は、条例第十五条第五項の規則で定める期間について準用する。この場合において、第十三条の三中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第五項」と、「前条第一号」とあるのは「第十三条の六第一項第二号」と、「五年間」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日から起算して五年間」と、「二十歳未満」とあるのは「同居承認有効期間が満了する日の翌日において二十歳未満」と、「前条第二号」とあるのは「第十三条の六第一項第三号」と読み替えるものとする。

(同居承認有効期間の延長に係る手続)

第十三条の七 条例第十五条第五項の規定による同居承認有効期間の延長を受けようとする者は、同居承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第十二号の五の県営住宅同居承認有効期間延長申請書に第十三条第一項第二号から第五号までに掲げる書類(当該期限付同居承認に係る事情が第十三条の二第二号に該当するものであるときは、第十三条第一項第五号に掲げる書類)を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第十五条第五項の規定により同居承認有効期間を延長しようとするときは、当該入居権利者に対し、様式第十二号の六の県営住宅の同居承認有効期間の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第十五条第五項の規定により同居承認有効期間を延長することとしたときは、当該入居権利者に対し、様式第十二号の七の県営住宅同居承認有効期間延長通知書を交付するものとする。

第十四条及び第十四条の二を次のように改める。

(入居権利者の地位の承継承認に係る手続)

第十四条 条例第十六条第一項の申請は、当該入居権利者の死亡又は退去の日後三十日以内に様式第十三号の県営住宅入居権利者地位承継承認申請書(特例地位承継承認有効期間又は地位承継承認有効期間を付した同条第二項の承認(以下「期限付入居権利者地位承継承認」という。))を受けようとする者にあつては、様式第十三号の二の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書)を知事に提出することにより行わなければならない。

2 条例第十六条第二項第一号の請け書の様式は、様式第六号(期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者に係る請け書の様式にあつては、様式第六号の二)のとおりとする。

3 条例第十六条第二項第一号の規則で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 次号に掲げる者以外の者 次に掲げる書類

イ 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類

ロ 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

ハ 条例第十六条第二項第一号の連帯保証人(以下「地位承継連帯保証人」という。)の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類

ニ その他知事が必要と認める書類

二 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者(特例地位承継承認有効期間を付された者に限る。) 次に掲げる書類

イ 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類

ロ 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

ハ その他知事が必要と認める書類

4 条例第十六条第二項の承認は、その申請をした者に対し、様式第十四号の県営住宅入居権利者地位承継承認書(期限付入居権利者地位承継承認にあつては、様式第十四号の二の県営住宅期限付入居権利者地位承継承認書)を交付して行うものとする。

(入居権利者の地位の承継の承認の申請に係る規則で定める者)

第十四条の二 条例第十六条第二項第四号ロ(3)の規則で定める者は、第六条第一号、第二号又は第四号に掲げる者とする。

第十四条の二の次に次の十三条を加える。

(地位承継連帯保証人を立てられない場合の期限付入居権利者地位承継承認に係る申出)

第十四条の二の二 第十条の規定は、条例第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項の申出について準用する。この場合において、第十条中「第十三条第二項」とあるのは「第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項」と読み替えるものとする。

(地位承継連帯保証人を立てられない場合の期限付入居権利者地位承継承認に係る期間)

第十四条の二の三 条例第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項の規則で定める期間は、二年とする。

(特例地位承継承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十四条の二の四 条例第十六条第四項において準用する条例第十六条の二第三項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、特例期限付地位承継者が第十条の五第一号に掲げる条件を具備する場合において、条例第十六条第三項において準用する条例第十三条第二項の規定により知事が相当と認めた申出に係る事情が継続していることとする。

(特例地位承継承認有効期間の延長に係る期間)

第十四条の二の五 条例第十六条第四項において準用する条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、特例地位承継承認有効期間が満了する日の翌日から起算して二年とする。

(特例地位承継承認有効期間の延長に係る手続)

第十四条の二の六 第十条の七の規定は、特例地位承継承認有効期間の延長に係る手続について準用する。この場合において、同条第一項中「条例第十三条第三項において準用する条例第十六条の二第三項の規定により、特例入居承認有効期間」とあるのは「特例地位承継承認有効期間」と、「特例入居承認有効期間」とあるのは「特例地位承継承認有効期間が」と、同条第二項及び第三項中「第十三条第三項」とあるのは「第十六条第四項」と、「特例入居承認有効期間」とあるのは「特例地位承継承認有効期間」と、「期限付入居権利者」とあるのは「特例期限付地位承継者」と読み替えるものとする。

(期限付入居権利者地位承継承認に係る事情)

第十四条の二の七 条例第十六条第五項の規則で定める事情は、期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者が第一号に掲げる条件を具備する場合において、第二号に掲げる事情が存することとする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める条件を具備すること。

イ ロに掲げる場合以外の場合 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める条件を具備すること。

(1) 入居権利者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める条件を具備すること。

(一) 退去した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当していなかったこと及び条例第十六条第二項第五号に該当すること。

(二) 死亡した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当していなかったこと。

(2) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第十六条第二項第三号、第六号及び第七号のいずれにも該当すること。

(3) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第十六条第二項第七号に該当すること。

ロ 入居権利者の退去の理由が、当該入居権利者が、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設に入所するため又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を受けるためのものである場合 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める条件を具備すること。

(1) 退去した入居権利者 条例第十五条第二項第一号ホからトまでのいずれにも該当していなかったこと。

(2) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者 条例第十六条第二項第三号、第四号、第六号及び第七号のいずれにも該当すること。

(3) 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者の同居者 条例第十六条第二項第七号に該当すること。

二 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事情が存すること。

イ ロに掲げる者以外の者 期限付入居権利者地位承継承認を受けようとする者又はその同居者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情(次のロ(1)及び次条第二号イ(2)において「地位を承継しようとする者等の病気等の事情」という。)を有する者であること。

ロ 第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付されていた入居権利者の地位を承継しようとする者 次のいずれかの事情

(1) 地位を承継しようとする者等の病気等の事情を有する者であること。
(2) 当該入居権利者が第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当したことにより住宅に困窮する事情が解消していないこと。

(期限付入居権利者地位承継承認に係る期間)

第十四条の二の八 条例第十六条第五項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる事情の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 二十歳未満の者と同居してこれを扶養すること。次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ ロに掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

- (1) 五年間
 - (2) 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間
- ロ 期限付入居権利者の地位を承継しようとする者 次のうちいずれか短い期間

(1) 五年間

(2) 当該二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(3) 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める期間(以下この条において「残存有効期間」という。)

(一) (二)に掲げる者以外の者 当該期限付入居権利者が死亡し、又は退去した日から入居承認有効期間又は特例入居承認有効期間が満了する日までの期間

(二) 期限付入居権利者地位承継承認を受けたことにより期限付入居権利者となつた者の地位を承継しようとする者 当該期限付入居権利者が死亡し、又は退去した日から地位承継承認有効期間又は特例地位承継承認有効期間が満了する日までの期間

二 前条第二号イに掲げる事情 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ ロに掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(1) 一年間。ただし、前条第一号イに掲げる場合に該当する者であつて次のいずれかに該当する者又は同号ロに掲げる場合に該当する者(第十四条の二の十一において「配偶者等」という。)にあつては五年間

(一) 入居権利者の配偶者

(二) 入居権利者の三親等内の親族(条例第十六条第一項の申請をする日において六十歳以上の者又は条例第十一条第四号に該当する者若しくは第十四条の二に規定する者に限る。)

(2) 地位を承継しようとする者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間(以下この条において「地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間」という。)

ロ 期限付入居権利者の地位を承継しようとする者 次のうちいずれか短い

期間

(1) 一年間。ただし、配偶者等にあつては五年間

(2) 地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間

(3) 残存有効期間

三 前条第二号ロ(1)に掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

イ 地位を承継しようとする者等の療養等に要する期間

ロ 残存有効期間

四 前条第二号ロ(2)に掲げる事情 残存有効期間

(期限付入居権利者地位承継承認に関する説明)

第十四条の二の九 知事は、期限付入居権利者地位承継承認をしようとするときは、当該申請をした者に対し、様式第七号の二の県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書を交付するものとする。

(期限付入居権利者地位承継承認の満了通知)

第十四条の二の十 知事は、期限付入居権利者地位承継承認をした場合(特例地位承継承認有効期間又は地位承継承認有効期間が一年未満の場合を除く。)は、特例地位承継承認有効期間又は地位承継承認有効期間が満了する日の一年前から六月前までの間に、当該承認を受けた者に対し、様式第七号の三の県営住宅入居承認有効期間等満了通知書により、特例地位承継承認有効期間又は地位承継承認有効期間の満了により当該期限付入居権利者地位承継承認は効力を失う旨を通知するものとする。

(地位承継承認有効期間の延長に係るやむを得ない事情)

第十四条の二の十一 条例第十六条第六項において準用する条例第十六条の第二項のやむを得ない事情として規則で定めるものは、配偶者等が第十条の五第一号に掲げる条件を具備する場合において、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事情が存することとする。

一 次号に掲げる者以外の者 次のいずれかの事情

イ 二十歳未満の者と同居してこれを扶養していること。

ロ 当該期限付地位承継者又はその同居者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情(以下この条及び次条において「地位承継者等の病気等の事情」という。)を有する者であること。

二 第十四条の二の十四第一項第一号イに掲げる場合に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付されていた入居権利者の地位を承継した者

次のいずれかの事情

イ 地位承継者等の病気等の事情を有する者であること。

ロ 当該入居権利者が第十四条の二の第十四項第一号イに掲げる場合に該当したことに伴い住宅に困窮する事情が解消していないこと。

(地位承継承認有効期間の延長に係る期間)

第十四条の二の十二 条例第十六条第六項において準用する条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前条第一号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる事情の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 前条第一号イに掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) (2)に掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継承認有効期間が満了する日の翌日(以下この条において「地位承継期間起算日」という。)から起算して五年間

(二) 地位承継期間起算日において二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(2) 期限付入居権利者(条例第十六条の二第一項第一号に掲げる場合に該当する者(条例第十一号第六号又は第七号に該当する者に限る。))又は

条例第十六条の二第二項第二号に掲げる場合に該当する者として入居した者に限る。次のロ(2)において同じ。)の地位を承継した者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継期間起算日において二十歳未満の者のすべてが二十歳に達する日の前日までの期間

(三) 建替移行期間

ロ 前条第一号ロに掲げる事情 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) (2)に掲げる者以外の者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(2) 期限付地位承継者 次のうちいずれか短い期間

(一) 地位承継期間起算日から起算して五年間

(二) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(三) 建替移行期間

二 前条第二号に掲げる者 次のイ又はロに掲げる事情の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 前条第二号イに掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 地位承継期間起算日から起算して一年間

(2) 地位承継者等の病気等の事情が解消するまでに必要な期間

(3) 建替移行期間

ロ 前条第二号ロに掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 地位承継期間起算日から起算して一年間

(2) 建替移行期間

(地位承継承認有効期間の延長に係る手続)

第十四条の二の十三 地位承継承認有効期間の延長を受けようとする者は、地位承継承認有効期間が満了する日の三十日前までに様式第七号の四の県営住宅入居承認有効期間等延長申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

二 様式第十四号の三の県営住宅連帯保証人に関する報告書

三 第十四条第三項第一号ハに規定する書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 第十条の七第二項の規定は地位承継承認有効期間を延長しようとするときについて、同条第三項の規定は地位承継承認有効期間を延長したときについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「第十三条第三項」とあるのは「第十六条第六項」と、「特例入居承認有効期間」とあるのは「地位承継承認有効期間」と、「期限付入居権利者」とあるのは「期限付地位承継者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(入居承認に係る期間等)

第十四条の二の十四 条例第十六条の二第一項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 条例第十六条の二第一項に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 条例第十三条第一項に規定する入居申込者（以下この項及び次条において「入居申込者」という。）が、次のいずれかに該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付する場合 入居可能日から起算して一年間

(1) 条例第十一条第一号に該当する者（条例第五条第一号又は第二号に係る者に限る。）

(2) 次項に規定する者

ロ 入居申込者が、条例第十一条第六号又は第七号に該当することにより入居承認に入居承認有効期間を付する場合 入居可能日から起算して十年間

二 条例第十六条の二第一項第二号に掲げる場合 建替移行期間

三 条例第十六条の二第一項第三号に掲げる場合 当該有効期間の末日までの期間

2 条例第十六条の二第一項第一号の入居申込者のうち規則で定めるものは、第六条第六号又は第七号に該当する者とする。

第十四条の三中「条例第十六条の二第一項に規定する有効期間（以下「入居承認有効期間」という。）を「入居承認有効期間」に、「様式第十四号の三の県営住宅の期限付入居承認に関する説明書」を「様式第七号の二の県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書」に改める。

第十四条の四中「様式第十四号の五の県営住宅入居承認有効期間満了通知書」を「様式第七号の三の県営住宅入居承認有効期間等満了通知書」に改める。

第十四条の五中「条例第六条第一項第二号に規定する条件を具備する者が条例第四十三条第四項各号のいずれにも該当しない場合で」を「当該期限付入居権利者が第十条の五第一号に掲げる条件を具備する場合において」に改め、同条第一号中「第十四条の二第一項第二号」を「第十四条の二の十四第一項第一号イ」に、「入居権利者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情（以下この条及び次条において「病気等の事情」という。）を「病気等の事情」に改め、同条第二号中「第十四条の二第一項第二号」を「第十四条の二の十四第一項第一号ロ」に改め、同条第三号中「第十四条の二第一項第三号」を「第十四条の二の十四第一項第二号」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第十四条の二の十四第一項第三号に該当する者（条例第十六条の二第一項第三号イに該当する者に限る。）として入居した者 病気等の事情が存すること。

五 第十四条の二の十四第一項第三号に該当する者（条例第十六条の二第一項

第三号ロに該当する者に限る。）として入居した者 第一号から第三号までに掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事情が存すること。

第十四条の六を次のように改める。

（入居承認有効期間の延長に係る期間）

第十四条の六 条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前条第一号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 入居承認有効期間が満了する日の翌日（以下この条において「起算日」という。）から起算して一年間

ロ 療養等に要する期間

二 前条第二号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して五年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

二 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める期間

(1) 起算日において条例第十一条第六号に該当する者 同居して扶養する者であつて起算日において十八歳未満のものすべてが十八歳に達する日以後の最初の三月末日までの期間

(2) 起算日において条例第十一条第七号に該当する者 入居権利者又はその配偶者のいずれかが四十歳に達する日の前日までの期間

三 前条第三号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して五年間

ロ 建替移行期間

ハ 療養等に要する期間

四 前条第四号に該当する者 次のうちいずれか短い期間

イ 起算日から起算して二年間

ロ 療養等に要する期間

五 前条第五号に該当する者 第一号から第三号までに掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間

第十四条の七の見出し中「延長手続」を「延長に係る手続」に改め、同条第一項中「様式第十四号の六の県営住宅入居承認有効期間延長申請書」を「様式第七号の四の県営住宅入居承認有効期間等延長申請書」に改め、同項第三号中「様式

第十四号の六の二を「様式第十四号の三」に改め、「及び第七条第四項に規定する書類」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第七条第四項に規定する書類

第十四条の七第二項中「様式第十四号の七の県営住宅の入居承認有効期間の延長に関する説明書」を「様式第七号の五の県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書」に改め、同条第三項中「様式第十四号の九の県営住宅入居承認有効期間延長通知書」を「様式第七号の六の県営住宅入居承認有効期間等延長通知書」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。

(住宅に困窮していない者に対する明渡し請求)

第二十條の二 條例第二十九條の二第一項の規定による通知は、様式第二十四号の二の住宅に困窮していない旨の認定通知書により行うものとする。

2 條例第二十九條の二第五項の申出は、様式第二十四号の三の県営住宅明渡し期限延長申出書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 條例第二十九條の二第一項の規定による通知を受けた者及びその者と現に同居している者に係る住民票の写し

二 第五條第一項第四号に掲げる書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、條例第二十九條の二第五項の規定により明渡し期限を延長しようとするときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の四の県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書を交付するものとする。

4 知事は、條例第二十九條の二第五項の規定により明渡し期限を延長することとしたときは、当該申出をした者に対し、様式第二十四号の五の県営住宅明渡し期限延長通知書を交付するものとする。

第二十四條第一項中「様式第二十八号」を「様式第二十四号の三」に改め、同条第二項中「様式第二十八号の二」を「様式第二十四号の四」に改め、同条第三項中「様式第二十八号の三」を「様式第二十四号の五」に改める。

第二十八條中「第十條」の下に、「第十條の三から第十條の五まで、第十條の七」を、「第十三條第一項」の下に、「第十三條の四、第十三條の五、第十三條の七」を加え、「第十四條第一項、第十四條の三から第十四條の五まで」を「第

十四條、第十四條の二の四、第十四條の二の七、第十四條の二の九から第十四條の二の十一まで、第十四條の二の十三第一項、第十四條の三、第十四條の四」に、「及び第二十四條」を、「第二十條の二、第二十四條及び第二十四條の二」に改める。

別表四六の項中

中層耐火	三九・八六から 五一・一七まで	一二四八
簡易耐火 二階建て	三九・五〇から 四二・七四まで	一〇四
高層耐火	三八・二九から 五九・三八まで	一四〇

を

中層耐火
高層耐火

三九・八六から 五一・一七まで	一二四八
三八・二九から 五九・三八まで	一四〇

に改める。

様式第五号の二中

「4 入居承認有効期間
入居可能日から 年 月 日まで」を

「4 入居承認有効期間 (特例入居承認有効期間)
入居可能日から 年 月 日まで

埼玉県県営住宅条例 第13条第3項において準用する第16条の2第3項 第16条の2第3項

の規定により有効期間が延長された場合を除き、この有効期間が満了する日まで県営住宅を明け渡していただきます。

に改める。

「」を「」に改め、同様式
様式第六号(表面)中「受けたい(受けた)」を「受けたい」に改め、同様式

(裏面) 中「第35条第1項」や「第29条の2第2項、第35条第1項」及び「理由がないのに」の次に「引き続き」を加える。
 様式第七号の「(裏面) 中「受けたい」や「受けたい」及び「入居承認有効期間」や「入居承認有効期間(特例入居承認有効期間) 年」及び「入居承認有効期間」や「入居承認有効期間(特例入居承認有効期間) 年」及び「入居承認有効期間」や「入居承認有効期間(特例入居承認有効期間) 地位承認有効期間」及び「入居承認有効期間(特例入居承認有効期間) 地位承認有効期間」及び「第29条の2第2項、第35条第1項」及び「理由がないのに」の次に「引き続き」を加える。
 様式第七号を次のように改める。

様式第七号(第10条関係)

連帯保証人を立てられない旨の申出書

年 月 日

埼玉県知事 様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

住所
氏名

県営住宅 } に入居する } に当たり、下記の理由により連帯保証人の連署が得られないので申し出ます。

記

理由

様式第七号の次に次の五様式を加える。

様式第7号の2（第10条の3、第14条の2の9、第14条の3関係）

県営住宅の期限付入居承認等に関する説明書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申込み（申請）した県営住宅の入居（入居権利者の地位の承継）について、下記のとおり説明します。

記

1 入居（地位承継）を希望する県営住宅

(1) 県営住宅の名称 県営 住宅

(2) 間取り

2 説明事項

(1) あなたに対して入居承認（地位承継承認）がなされた場合、その入居承認有効期間（特例入居承認有効期 地位承継承認有効期 特例地位承継承認有効期間）は、埼玉県県営住宅条例 第13条第1項の規定により指定する入居可能日）から 年 月 日まで（ 年間）となります。

(2) この入居承認（地位承継承認）は、(1)の有効期間が延長された場合を除き、その有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、その有効期間が満了する日までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名



様式第7号の3(第10条の4、第14条の2の10、第14条の4関係)

県営住宅入居承認有効期間等満了通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



埼玉県営住宅条例施行規則
第10条の4
第14条の2の10
第14条の4
の規定により、次のとおり通

知します。

年 月 日付け 第 年 月 日で入居承認(地位承継承認)した
下記の県営住宅については、 年 月 日で入居承認有効期間(特例入居
承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承継承認有効期間)が満了し、その
効力を失います。

その有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡してください。

記

県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室

様式第7号の4(第10条の7、第14条の2の13、第14条の7関係)

県営住宅入居承認有効期間等延長申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

県営住宅の入居承認有効期間(特例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特
例地位承継承認有効期間)の延長を受けたいので、埼玉県営住宅条例施行規則
第10条の7第1項
第14条の2の6において準用する第10条の7第1項
第14条の2の13第1項
第14条の7第1項
の規定により、関係書類
を添えて申請します。

なお、現に受けている入居承認有効期間(特例入居承認有効期間 地位承継承認有
効期間 特例地位承継承認有効期間)及び同居者は、下記のとおりです。

記

1 入居承認有効期間(特例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承
継承認有効期間) 年 月 日から 年 月 日まで

2 同居者

続柄	氏名	生年月日

3 延長を希望する理由及び期間

様式第7号の5 (第10条の7、第14条の7関係)

県営住宅の入居承認有効期間等の延長に関する説明書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

印

あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の入居承認有効期間(特
例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承継承認有効期間)の延長に
ついて、下記のとおり説明します。

記

- 1 入居承認有効期間(特例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承
継承認有効期間)の延長を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室
- 2 説明事項
 - (1) あなたに対して1の有効期間が延長された場合、その有効期間は、現に受けて
いる有効期間が満了する日の翌日から 年 月 日まで(年間)
となります。
 - (2) この入居承認(地位承継承認)は、更に有効期間が延長された場合を除き、上
記の有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、上記の有効期間が
満了する日までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名

印

様式第7号の6 (第10条の7、第14条の7関係)

県営住宅入居承認有効期間等延長通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

印

あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の入居承認有効期間(特
例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承継承認有効期間)の延長に
ついては、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 県営住宅の名称及び住宅番号 県営 住宅 号棟 号室
 - 2 入居承認有効期間(特例入居承認有効期間 地位承継承認有効期間 特例地位承
継承認有効期間) 年 月 日から 年 月 日まで
- (埼玉県県営住宅条例 第13条第3項 第16条第4項 第16条第6項 第16条の2第3項) において準用する条例第16条の2

第3項 } の規定によりさらに有効期間が延長された場合を除き、この期間が満了す
る日までに県営住宅を明け渡していただきます。)

3 同居することができる者

続 柄	氏 名	生 年 月 日

様式第十一号の次に次の一様式を加える。

様式第11号の2(第13条関係)

県営住宅期限付同居承認申請書

年 月 日

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

様

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

下記のとおり県営住宅に同居させることについて承認を受けたいので、埼玉県県営住宅条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、同居させようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、同居の承認を受けられなくとも異議ないことを誓約します。

また、同居の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

記

1 同居させようとする者

氏名	入居権利者の続柄	生年月日	現住所	勤務先又は学校

2 同居の理由及び期間

様式第十二号の次に次の六様式を加える。

様式第12号の2（第13条関係）

県営住宅期限付同居承認書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の同居については、埼玉県営条例第15条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 同居承認有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(埼玉県営住宅条例第15条第5項の規定により有効期間が延長された場合を除き、この有効期間が満了する日までに当該承認に係る同居者を退去させていただきます。)

2 同居することができる者の氏名

様式第12号の3(第13条の4関係)

県営住宅の期限付同居承認に関する説明書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の同居について、下記のとおり説明します。

記

- 1 同居承認を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
 県営 住宅 号棟 号室
- 2 説明事項
 - (1) あなたに対して同居承認がなされた場合、その同居承認有効期間は、同居承認の日から 年 月 日まで(年間)となります。
 - (2) この同居承認は、同居承認有効期間が延長された場合を除き、同居承認有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、同居承認有効期間が満了する日までに当該承認に係る同居者を退去させなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名



様式第12号の4(第13条の5関係)

県営住宅同居承認有効期間満了通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



埼玉県県営住宅条例施行規則第13条の5の規定により、次のとおり通知します。
 年 月 日付け 第 号の同居承認は、
 日で同居承認有効期間が満了し、その効力を失います。

同居承認有効期間が満了する日までに当該承認に係る同居者を退去させてください。

様式第12号の5(第13条の7関係)

県営住宅同居承認有効期間延長申請書

年 月 日

埼玉県知事 様
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

県営住宅の同居承認有効期間の延長を受けたので、埼玉県県営住宅条例施行規則第13条の7第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

なお、現に受けている同居承認有効期間及び延長に係る同居者は、下記のとおりです。

記

1 同居承認有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 同居者

氏 名	入居権利者との続柄	生 年 月 日

3 延長を希望する理由及び期間

様式第12号の6(第13条の7関係)

県営住宅の同居承認有効期間の延長に関する説明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅同居承認有効期間の延長について、下記のとおり説明します。

記

1 同居承認有効期間の延長を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室

2 説明事項

(1) あなたに対して同居承認有効期間が延長された場合、その同居承認有効期間は、現に受けている同居承認有効期間が満了する日の翌日から 年 月 日まで(年間)となります。

(2) この同居承認は、更に同居承認有効期間が延長された場合を除き、同居承認有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、同居承認有効期間が満了する日までに当該承認に係る同居者を退去させなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名



様式第12号の7(第13条の7関係)

県営住宅同居承認有効期間延長通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の同居承認有効期間の延長については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 県営住宅の名称及び住宅番号 記
県営 住宅 号棟 号室
- 2 同居承認有効期間
年 月 日から 年 月 日まで

(埼玉県県営住宅条例第15条第5項の規定により更に同居承認有効期間が延長された場合を除き、この期間が満了する日までに当該承認に係る同居者を退去させていただきます。)

様式第十二号中「第16条第1項の規定により、」を「第16条第2項の規定により」に改める。

様式第十二号の二を次のように改める。

様式第13号の2(第14条関係)

県営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様
 (市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称	県営	住宅
住宅番号	号棟	号室
氏名		

埼玉県県営住宅条例第16条第2項の規定により県営住宅の入居権利者(期限付入居権利者)の地位を承継することについて承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、入居権利者(期限付入居権利者)の地位を承継しようとする者(申請者)又は引き続き同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるときは、入居権利者(期限付入居権利者)の地位の承継の承認が受けられなくても異議ないことを誓約します。

当該地位承継の承認を受けた後に、入居者(申請者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。


様式第十四号の二及び様式第十四号の三を次のように改める。

様式第14号の2(第14条関係)

県営住宅期限付入居権利者地位承継承認書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) 

あなたが 年 月 日付けで申請した県営住宅の入居権利者(期限付入居権利者)の地位承継については、埼玉県県営住宅条例第16条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 地位承継承認有効期間(特例地位承継承認有効期間)
年 月 日から 年 月 日まで
(埼玉県県営住宅条例第16条第4項又は第6項において準用する第16条の2第3項の規定により有効期間が延長された場合を除き、この有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡していただきます。)
- 同居することができる者

続柄	氏名	生年月日

様式第14号の3(第14条の2の13、第14条の7関係)

県営住宅連帯保証人に関する報告書

年 月 日


埼玉県知事 様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称 県営 住宅
住所 住宅番号 号棟 号室
氏名

埼玉県県営住宅条例(第16条第6項において準用する第16条の2第3項の規定による地位承継承認有効期間)の延長手続をしたいので、連帯保証人(地位承継承認連帯保証人)について、下記のとおり報告します。

記

フリガナ	氏名	登録印鑑 
住所	(郵便番号)	、
自宅電話番号		
入居権利者との関係		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

- 備考
- 連帯保証人(地位承継連帯保証人)の印鑑証明書を添付すること。
 - 連帯保証人(地位承継連帯保証人)の源泉徴収票、所得証明書等を添付すること。

様式第十四号の四から様式第十四号の九までを削る。
様式第二十四号の次に次の四様式を加える。

様式第24号の2（第20条の2関係）

住宅に凶弊していない旨の認定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）



あなたは、下記の事実により現在入居している県営住宅のほかにも居住の用に供することが可能な住宅の使用に係る権原を有しており、県営住宅を退去しても住宅に凶弊しないことが明らかなので、埼玉県営住宅条例第29条の2第1項の規定により認定しました。

なお、あなたは、埼玉県営住宅条例第29条の2第2項の規定により知事（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）から県営住宅の明渡しを請求を受け、明渡し期限が到来したときは、同条第4項の規定により速やかに県営住宅を明け渡さなければなりません。

記

認定した事実

様式第24号の3(第20条の2、第24条関係)

県営住宅明渡し期限延長申出書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

県営住宅の名称	県営	住宅
住宅番号	号棟	号室
氏名		

埼玉県県営住宅条例施行規則(第20条の2第2項)の規定により、下記のとおり

り県営住宅の明渡し期限の延長を申し上げます。

記

- 1 明渡し請求において定められた期限
年 月 日
- 2 延長を希望する期限
年 月 日
- 3 延長を希望する理由

備考 延長を希望する理由を証する書類を添付すること。

様式第24号の4(第20条の2、第24条関係)

県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

印

あなたが 年 月 日付けで申し出た県営住宅の明渡し期限の延長について、下記のとおり説明します。

記

- 1 明渡し期限の延長を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室
- 2 説明事項
(1) あなたに対して明渡し期限の延長がなされた場合、その期限は、埼玉県県営住宅条例(第29条の2第5項)において準用する同条例第29条の2第5項(第35条第2項)の規
宅条例(第43条第5項)において準用する同条例第29条の2第5項
定により、 年 月 日までとなります。
(2) 必ず、上記の期限までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名

印

様式第24号の5（第20条の2、第24条関係）

県営住宅明渡し期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

（市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長）



あなたが 年 月 日付けで申し出た県営住宅の明渡し期限の延長について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 明渡し期限を延長する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室
- 2 明渡し期限
年 月 日

（この日までに県営住宅を明け渡していただきます。）

様式第二十八号を次のように改める。

様式第二十八号の二及び様式第二十八号の三を削る。
 (埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条まで」を「第十条まで、第十一条から第十三条まで、第十四条」に改め、同条第二項中「「条例第五条第一項又は第二号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第五条第一項又は第二号」と、」を削り、「第十三条中「条例第十五条」を「第十三条第一項中「条例第十五条第一項」」に、「条例第十五条」と、」を「条例第十五条第一項」と、同条第二項中「条例第十五条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十五条第二項」と、「及び第二項」を削り、「同条第三項中「条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八条第一項において準用する条例第十六条第二項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第十六条第二項」を「同条第二項及び第三項中「条例第十六条第二項一号」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第十六条第二項一号」に改め、「同条第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第十六条第一項」と、「第二十九条ただし書」と、同規則」の下に「第二十条の二第一項中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同項第一号中「条例第二十九条の二第一項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第二十九条の二第一項」と、同条第三項及び第四項中「条例第二十九条の二第五項」とあるのは「埼玉県特別県営住宅条例第八條第一項において準用する条例第二十九条の二第五項」と、同規則」を加え、同条第三項中「第十三条第一項」の下に、「第十四条第一項及び第三項」を加え、「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十条の二第二項から第四項まで」に改め、「と、同規則第十四条第一項中「知事の承認を受けようとする者は」とあるのは「指定管理者の承認を受けようとする者は」と、「知事に」とあるのは「指定管理者に(期限付入居権利者の地位の承継の承認にあつては、知事)」と、「知事が」とあるのは「指定管理者が」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中埼玉県県管住宅条例施行規則別表四六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)